

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

令和 8 年 8 月 3 日

北陸地方整備局長 植田 雅俊

1. 業務概要

- (1) 業 務 名 令和 8 年度北陸「道の駅」機能向上に向けた企画業務
- (2) 業務内容 本業務は、第 3 次自転車活用推進計画を踏まえた「道の駅」のサイクリング拠点化に向けた各施設の情報収集及び取組事例の作成、全国「道の駅」シンポジウムの北陸開催に備えた情報収集及び開催要綱案の作成のほか、北陸管内の「道の駅」の現状の把握や事例、課題を収集整理し、北陸の「道の駅」連絡会の会議等で共有することで、北陸管内の「道の駅」の機能向上を図るものである。
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 24 日まで

2. 企画競争参加資格要件

企画提案書の提出者は、以下に掲げる資格を満たしているものであること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7・8・9 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の B 又は C 等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者のうち、「調査・研究」を営業品目としている者であること。ただし、有資格者が「会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。
 - ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）
 - イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類の写し
 - ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（上記（2）に掲げる書類を提出している者を除く。）
- (4) 企画提案書の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に、北陸地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるもの

として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 説明書の交付を直接受けた者であること。

※ 交付を直接受けた者とは、以下のとおりとする。

・ 当局からＣＤ－Ｒ等の記録媒体または郵送により交付を受けた者

(7) 平成 28 年度以降公示日までに元請けとして完了した業務において、公共事業を実施する国、都道府県、政令市が発注した、下記①若しくは②の実績を有すること。

①同種業務：「道の駅」に関する企画又は調査・計画業務

②類似業務：「道の駅」に関する業務

(8) 本件を実施するにあたり、全体を管理する管理担当者を 1 名置くものとし、当該管理担当者については変更しないものとする。ただし、特別な事情により変更がある場合に、担当職員等の承認があった場合はこの限りではない。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町 1 丁目 1 番 1 号

国土交通省北陸地方整備局 総務部 契約課 購買係

電話 025-370-6647 (内線 2535)

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間： 令和 8 年 8 月 3 日（月）から令和 8 年 8 月 18 日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分まで

交付場所： 3. (1) に同じ

交付方法： 交付希望者は、ＣＤ－Ｒ等の記録媒体（ＵＳＢメモリ等のディスク以外の記録媒体は不可）を持参のうえ、3. (1) に備付の交付専用パソコンから、電子データを保存し、交付を受けること。なお、郵送希望者はＣＤ－Ｒ等の記録媒体を返送用の封筒（切手添付）とともに 3. (1) 宛てに送付すること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限： 令和 8 年 8 月 18 日（火） 12 時 00 分

提出場所： 3. (1) に同じ

提出方法： 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）

(4) 企画提案に関するヒアリング

以下のとおりヒアリングを実施する。

①実施場所： 新潟県新潟市中央区美咲町 1 丁目 1 番 1 号

国土交通省北陸地方整備局 道路部

②実施日： 令和 8 年 8 月 19 日（水）または令和 8 年 8 月 20 日（木）

③実施時間： 別途通知する。

④出席者： 配置予定管理担当者

4. 企画提案書を特定するための評価基準

- (1) 企画提案書提出者の経験及び能力
- (2) 配置予定管理担当者の経験・能力
- (3) 実施方針
- (4) 評価テーマに対する企画提案
- (5) ワークライフバランス等の推進に関する指標
- (6) 参考見積

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1) に同じ。
- (3) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の配置予定管理担当者であるとの発注者の承諾を得なければならない。
- (7) 特定されなかった企画提案書は、必要に応じ返却する。ただし返却を希望する提案者は、企画提案書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (8) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (9) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (10) 詳細は説明書による。

－ 以 上 －